

## 広島県告示第 404 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 4 月 16 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	呉市天応塩谷町 1 番 6 号 中国化薬株式会社 代表取締役社長 神津 善三朗
工場又は事業場の所在地及び名称	江田島市江田島町小用五丁目 1 番 1 号 中国化薬株式会社 江田島工場

### 2 申請の内容

48 火薬製造業の用に供する洗浄施設を 1 基廃止し、1 基設置する。排水処理施設 1 基の使用の方法を変更するとともに、1 基廃止し、1 基設置する。排水水の汚染状態を変更し、排水口を 1 箇所新設する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 1 基（ろ過槽（PBX 製造）） 廃止

(その 2) 新設

種 類	48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 1 基 （ $\text{\textcircled{R}}$ ろ過槽（CK6508 配合製造））	
能 力（1 日 当 たり）	200 キログラム	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着工後 1 ヶ月
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		30分間断続使用 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出 される 状態 の 汚 水	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		7.0	8.0
		化学的酸素要求量	(単 位: mg/l)	16.0	20.0
		浮遊物質		90.0	110.0
		窒素含有量		13.0	17.0
		燐含有量		2.00	4.00
	ノルマルヘキサン抽出物	0		0.1	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		1.00	1.00	
汚水等の排出先		廃液処理施設			

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 廃液処理施設 (焼却炉)

		変 更 前	変 更 後
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		工事着工後直ちに
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目	処理前		処理後		処理前		処理後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
		(単位： mg/l)	化学的酸素要求量	1,753.3	3,096.1	50.0	59.0	2,525.7	5,571.8	50.0	59.0
			窒素含有量	1,512.0	2,165.1	20.0	40.0	1,959.4	2,870.4	20.0	40.0
			燐含有量	1.84	3.69	2.76	5.52	2.00	4.00	2.12	4.24
			アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1,512.0	2,165.1	20.0	40.0	1,959.4	2,870.4	20.0	40.0
			排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	50.01	59.88	33.40	33.40	35.41	40.58	33.40	33.40
			汚水等の排出先	総合排水処理場				総合廃水処理場			

(その2) 総合排水処理場 廃止

(その3) 総合廃水処理場 新設

主 要 寸 法	11.8m×22.0m×5.7m	
能 力 ( 汚 水 処 理 )	160.20m <sup>3</sup> /日	
汚 水 等 の 処 理 方 法	生物処理, 活性炭吸着	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後4ヶ月
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続使用 (なし)			
	処理前処理後の 汚水等の 汚染状況	項 目	処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度 (単位:水素指数)	6.0~8.0		6.0~8.0	
		化学的酸素要求量	44.0	55.9	40.0	47.0
		浮遊物質	40.0	60.0	20.0	35.0
		窒素含有量	73.2	93.5	17.5	36.0
		リン含有量	2.2	4.40	2.00	4.00
		ノルマルヘキサン抽出物	0.05	0.10	0	0.05
		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	73.2	93.5	17.5	36.0
	ダイオキシン類	(単位: pg-TEQ /ℓ)	15.0	26.0	15.0	26.0
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		118.80	146.90	118.80	146.90	
汚水等の排出先		No.1 排水口				

(3) 排水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大

排水口 No. 1	化学的酸素要求量	(単位： mg/ℓ)	21	26	16	19
	窒素含有量		6	13	7	14
	燐含有量		0.9	1.7	0.8	1.5
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		6	13	7	14
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	302.25	325.80	318.80	346.90	

(その2) 排水口 No. 37 (雨水専用) 新設

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成21年4月16日から平成21年5月7日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課並びに江田島市市民生活部環境課